

令和 8 年度

県単港湾整備工事
(浜金谷港第 2 防波堤消波ブロック据付工)

特 記 仕 様 書

浜金谷港 金谷地区
富津市 金谷地先

千葉県木更津港湾事務所

第1章 総 則

第1条 適 用

- この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和7年10月）以下（『共通仕様書』という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
- 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。
なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

第2条 工 期

- 本工事の工期は、雨天・休日等を見込み、契約日の翌日から120日間までとする。
なお、工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	45日間
地元調整	30日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日+天候等による作業不能日）/実働日数	0.85

- 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第3条 作業区分

本工事の作業区分は下記によるものとする。

作 業 区 分	施 工 区 分
昼 間 作 業	袋詰め根固め製作工
夜 間 作 業（午後8時～午前4時）	上記以外のすべての工事

ただし、上記区分の変更を要する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 工事中の安全確保

- 受注者は、「土木工事安全施工技術指針」、「建設機械施工安全技術指針」を参考とし、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。
- 受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
- 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」を遵守して災害の防止を図らなければならない。
- 受注者は、豪雨、出水、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかななければならない。
- 受注者は、工事期間中を安全巡視行い、工事区域及びその周辺の監視並びに連絡を行い、安全を確保しなければならない。
- 受注者は、本工事に先立ち、関係機関に工事の概要及び期間を周知し、現場付近の注意喚起を促すこととする。
- 海上工事施工中は、安全監視船1隻を配置し工事の安全を図るとともに、監督日誌を作成し、異状の有無を記入する。異状がある場合は処理方法、結果を記載するものとする。

第5条 段階確認

受注者は、下記の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際受注者は、工種、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種 別	細 別	施工段階（確認時期）	備 考
袋詰め根固め製作工	袋詰め根固め製作	製作完了時	
袋詰め根固め据付工	袋詰め根固め据付	据付完了時	

第6条 現場代理人及び主任技術者等

本工事の現場代理人及び主任技術者又は監理技術者は、建設業法に基づく資格要件を満足した者でなければならない。

第7条 関係機関の協議・手続き

受注者は本工事契約後、速やかに関係機関との協議・手続きを行うこと。

第8条 工事期間中の被害

- 1 本工事施工中には油類の流失防止に努めること。
- 2 一般交通との事故防止については、細心の注意を払うこと。万一事故が発生した場合は速やかに監督職員に報告するとともに、その対応については受注者の責任において行うこと。

第9条 建設副産物に関する事項

1 共通事項

- 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出すること。

なお、これらの計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存すること。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成すること。なお、建設資材の搬入量又は建設副産物の搬出量が一定規模以上となる場合は、法令等に基づき「再生資源利用計画書」又は「再生資源利用促進計画書」を、それぞれ工事現場の見やすい場所に掲示し、公衆の閲覧に供すること。

- 2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。

3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票を提示すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

第2章 一般施工

第10条 岩盤破碎工

- 1 受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、安全かつ効率的な作業が可能な作業船を選定するものとする。
- 2 受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工するものとする。
- 3 岩盤破砕片については、東京湾フェリー株式会社の運行の支障とならない箇所へ敷均すこと。
- 4 受注者は、環境保全に十分注意して施工するものとする。
- 5 夜間施工となることから、騒音に注意すること。

第11条 袋詰め根固め製作工

- 1 袋詰め根固め製作は平面図で示す1号荷捌地で行うこと。
- 2 袋詰め根固め製作後は台船への積込のため、3号荷捌地へ運搬すること。
- 3 袋材は4t型を使用し、割栗石の規格はφ150-200とすること。

第12条 袋詰め根固め据付工

- 1 基礎部の施工に当たっては、消波ブロックを水平に据え付けられるよう注意すること。
- 2 補強用袋詰め根固めの設置は、既設防波堤が港外側へと傾斜していることから、港外側から施工すること。

第13条 消波ブロック据付工

- 1 消波ブロック(8t型)は3号荷捌地に仮置きしているものを使用すること。
- 2 消波ブロック据付は、水平2層積形式を基本として、地形状況に応じて配置すること。

第14条 回航・えい航

- 1 クレーン付き台船(150t吊)は、片道分(30 漕)の回航費を計上している。
- 2 台船(300t積)は、片道分(30 漕)の回航費を計上している。
- 3 バックホウ浚渫船(鋼D3.0m³)は、片道分(12 漕)のえい航費を計上している。
- 4 上記作業船の回航・えい航については、入出港状況を監督職員に報告すること。上記により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第3章 そ の 他

第15条 工事現場の現場環境改善

- 1 工事現場の現場環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、請負者は施工に際し、この趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連絡を図り、適正に工事を実施するものとする。
- 2 実施項目の内容としては、別表－1を原則とするが、内容に変更が生じた場合は監督職員と協議するものとする。
- 3 実施項目については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含めて提出するものとする。
- 4 工事完了時には、実施項目の実施写真を提出するものとする。
- 5 工期設定に際しては、実施項目の準備に必要な期間を考慮するものとする。
- 6 選択する項目の内訳については、現場条件(競合工事等)を十分検討のうえ行うこと。

別表－1 率計算項目：率計算に含まれる項目は下表のとおりとする。

項 目	率計算項目の内訳
仮設備関係	仮設備の設置、美装化に要する費用 垂れ幕（横断幕）、工事看板（説明板・案内板・PR看板）、緑化・花壇（椅子・ベンチ含む）、ライトアップ
安全関係	安全器具の美装化、清掃に要する費用 器具美装化（バリケード、転落防止柵（足場・安全ネット）、工事標識、安全標識、照明、安全器機（カラーコーン・回転灯）、安全具（救命胴衣・救命浮環・ヘルメット・安全靴・安全帯・消火器））、清掃費、熱中症予防、防寒対策
役務関係	現場環境改善に係る土地借上げ及び道路等の占用に要する費用
営繕関係	現場施設の美装化、行事等の開催に要する費用 施設美装化（現場事務所・現場休憩所・作業員宿舍）、インフォメーション施設の設置及び管理運営・行事の開催
防災・危機 管理関係	防災訓練に要する費用 防災訓練（地震・台風等の自然災害に対する訓練）に使用する作業船・重機の燃料費、回航えい航費・運搬費、資機材の費用
担い手 育成関係	現場見学、インターンシップ、出張講座等に要する費用 現場見学会の開催・見学用設備、パンフレット・工法説明ビデオ、出張講座の資料作成

注）現場条件により項目を選択出来ない場合は、監督職員と協議するものとする。

第16条 その他

仕様書に定めのない事項や内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議して処理するものとする。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第 2-1 条	電子納品	・該当する (副本登録する) ・該当する (副本登録しない)
第 2-2 条	工事監督支援業務の担当技術者	・該当する ・該当しない
第 2-3 条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)	・該当する ・該当しない
第 2-4 条	難工事の指定	・該当する ・該当しない
第 2-5 条	「三者会議」の実施	・該当する ・該当しない
第 2-6 条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・該当する ・該当しない
第 2-7 条	快適トイレ	・該当する ・該当しない
第 2-8 条	週休 2 日制適用工事	・現場閉所による週休 2 日工事 ・週休 2 日交替制工事 ・該当しない
第 2-9 条	遠隔臨場	・発注者指定型 ・発注者指定型以外 ・該当しない
第 2-10 条	I C T活用工事 ※右表に対象工種を記載	・該当する ・該当しない
第 2-11 条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・該当する ・該当しない